

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

公安委員会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第15号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月21日

宮城県公安委員長 相澤 博彦

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(警務部の課等の所掌事務) 第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 警務課 (1)～(8) (略)	(警務部の課等の所掌事務) 第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 警務課 (1)～(8) (略) (9) 国外犯罪被害申慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害申慰金等に関すること。 (10) (略) (11) (略) 教養課～厚生課 (略)
(9) (略) (10) (略) 教養課～厚生課 (略)	(9) (略) (10) (略) (11) (略) 教養課～厚生課 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。